

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和6年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務内容の見直し。

<対策>

- 令和元年8月～育児休業後の原職又は原職相当職への復帰を円滑に果たすための研修制度

目標2：職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供、研修の実地。

<対策>

- 令和元年8月～性別役割分担意識の是正、社内の意識改善を図るよう女性の活躍を推進の支援をする。

目標3：若年者に対するインターシップ等の就業体験等の提供、トライアル雇用を通じた雇入れ又は職業訓練等の推進。

<対策>

- 令和元年年8月～ハローワークとの一層の連携と通じ本目標の推進を行っていく。